

地域し尿処理施設の下水道使用料を改定した場合の収入見込み

【現行】

■現行の下水道使用料について

汚水処理施設の名称	使用料月額	
	基本使用料	超過使用料
東八幡浄化センター	1世帯当たり 3,500円	—
西八幡団地浄化センター	1世帯当たり 4,700円	—
諸桑団地浄化センター	1世帯(2人まで)当たり 4,300円	満15歳以上で1人500円、 2人以上1,000円まで

(消費税及び地方消費税含む)

■現行における下水道使用料収入見込みについて

汚水処理施設の名称	令和5年4-5月 下水道使用料収入積算値	令和5年度中 下水道使用料収入見込み
東八幡浄化センター	924,000円	5,544,000円
西八幡団地浄化センター	893,000円	5,358,000円
諸桑団地浄化センター	691,200円	4,147,200円
合計	2,508,200円	15,049,200円

(消費税及び地方消費税含む)

【改定案】

■下水道使用料改定案

	改定案	
	基本使用料	超過使用料
改定案①	1,000円	0 m ³ 超 ~ 10 m ³ まで 50円 10 m ³ 超 ~ 100 m ³ まで 150円 100 m ³ 超 ~ 180円
改定案②	1,000円	0 m ³ 超 ~ 10 m ³ まで 50円 10 m ³ 超 ~ 100 m ³ まで 150円 100 m ³ 超 ~ 200 m ³ まで 180円 200 m ³ 超 ~ 210円
改定案③	1,000円	0 m ³ 超 ~ 10 m ³ まで 50円 10 m ³ 超 ~ 50 m ³ まで 150円 50 m ³ 超 ~ 100 m ³ まで 180円 100 m ³ 超 ~ 500 m ³ まで 210円 500 m ³ 超 ~ 240円
改定案④	1,200円	0 m ³ 超 ~ 10 m ³ まで 30円 10 m ³ 超 ~ 100 m ³ まで 150円 100 m ³ 超 ~ 180円
改定案⑤	1,200円	0 m ³ 超 ~ 10 m ³ まで 30円 10 m ³ 超 ~ 100 m ³ まで 150円 100 m ³ 超 ~ 200 m ³ まで 180円 200 m ³ 超 ~ 210円
改定案⑥	1,200円	0 m ³ 超 ~ 10 m ³ まで 30円 10 m ³ 超 ~ 50 m ³ まで 150円 50 m ³ 超 ~ 100 m ³ まで 180円 100 m ³ 超 ~ 500 m ³ まで 210円 500 m ³ 超 ~ 240円

(消費税及び地方消費税を含まない)

■改定案に基づく下水道使用料収入見込みについて

改定案	汚水処理施設の名称	令和5年4-5月 下水道使用水量に 基づく下水道使用料 収入積算値	令和5年度中 下水道使用料収入 見込み
改定案①	東八幡浄化センター	768,300円	4,609,800円
	西八幡団地浄化センター	570,050円	3,420,300円
	諸桑団地浄化センター	478,250円	2,869,500円
	合計	1,816,600円	10,899,600円
改定案②	東八幡浄化センター	768,300円	4,609,800円
	西八幡団地浄化センター	570,050円	3,420,300円
	諸桑団地浄化センター	478,250円	2,869,500円
	合計	1,816,600円	10,899,600円
改定案③	東八幡浄化センター	768,930円	4,613,580円
	西八幡団地浄化センター	570,050円	3,420,300円
	諸桑団地浄化センター	478,250円	2,869,500円
	合計	1,817,230円	10,903,380円
改定案④	東八幡浄化センター	780,720円	4,684,320円
	西八幡団地浄化センター	577,470円	3,464,820円
	諸桑団地浄化センター	489,030円	2,934,180円
	合計	1,847,220円	11,083,320円
改定案⑤	東八幡浄化センター	780,720円	4,684,320円
	西八幡団地浄化センター	577,470円	3,464,820円
	諸桑団地浄化センター	489,030円	2,934,180円
	合計	1,847,220円	11,083,320円
改定案⑥	東八幡浄化センター	781,350円	4,688,100円
	西八幡団地浄化センター	577,470円	3,464,820円
	諸桑団地浄化センター	489,030円	2,934,180円
	合計	1,847,850円	11,087,100円

(消費税及び地方消費税を含まない)